

事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------|------------|---------------------------------|--|----------------------------------|---|-------------------|-------------------|
| 連 結 業 度 | ・ | ・ | 法人名 | () | | | | | | |
| 各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算 等 | 個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0) | 1 | 円 | 前 | 総調整前連結税額基準額 | $(26) \times \frac{20}{100}$ | 31 | 円 | | |
| | | 調整前連結税額の個別帰属額 | 2 | | | 総調整前連結税額基準額の残額 | $(31) \text{ 又は } ((31) - (28))$ | 32 | | |
| | | 当 | 取得価額の合計額 (別表六の二(九)付表「9」の合計) | 3 | | 繰越税額の合計額 | 連 結 事 業 年 度 | 平 平 | ・ | ・ |
| | | | 税 額 控 除 限 度 額 | 4 | | | 平 平 | ・ | ・ | (各連結法人の(53の①)の合計) |
| | | 期 | 法人税額基準額 | 調整前連結税額基準額 | 5 | | 平 平 | ・ | ・ | (各連結法人の(53の②)の合計) |
| | | | | 個別帰属額基準額 | 6 | | 合 計 | | | 35 |
| | | | 法人税額基準額 | 7 | | 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 | 連 結 事 業 年 度 | 平 平 | ・ | ・ |
| | | 分 | 当期税額控除可能額 ((4)と(7)のうち少ない金額) | 8 | | | 平 平 | ・ | ・ | (別表六の二(十三)「36の②」) |
| | | | 調整前連結税額超過構成額 | 9 | | 合 計 | | | | 37 |
| | | 前 期 | 繰越税額控除限度超過額 ((52)の計) | 11 | | 教育訓練費に係る税額控除割合 | 0.25% ≤ (42) の場合 | 43 | 0.12 | |
| | 調整前連結税額基準額 | | | 12 | | | 0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 | $((42) - 0.15\%) \times 40 + \frac{1}{100}$ | 44 | |
| | 法人税額基準額 | | 13 | | 教育訓練費に係る税額控除限度額 | $(41) \times (43) \text{ 又は } (41) \times (44)$ | 45 | 円 | | |
| | 個別帰属額基準額 | | 14 | | 総調整前連結税額基準額 | $(26) \times \frac{20}{100}$ | 46 | | | |
| | 個別帰属額基準額の残額 (13)又は((13)-(8)) | | 15 | | 差引当期税額基準額残額 | $(46) \text{、} ((46) - (28)) \text{ 又は } ((46) - (28) - (35))$ | 47 | | | |
| | 法人税額基準額 ((12)と(14)のうち少ない金額) | | 15 | | 当期税額控除可能額 ((45)と(47)のうち少ない金額) | 48 | | | | |
| | 当期繰越税額控除可能額 ((11)と(15)のうち少ない金額) | | 16 | | 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「39の②」) | 49 | | | | |
| | 調整前連結税額超過構成額 | | 17 | | 当期分の特別控除額 ((48)-(49)) | 50 | | | | |
| | 当期繰越税額控除額 ((16)-(17)) | | 18 | | 法人税額の特別控除額の合計額 ((30)+(39)+(50)) | 51 | | | | |
| | 教育訓練費の額 | | 19 | | 各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 | 連結事業年度又は事業年度 | 前期繰越額又は当期税額控除限度額 | 当期控除可能額 | 翌期繰越額 ((52)-(53)) | |
| | 教育訓練費の額 | 20 | | 平 | | 円 | 円 | | | |
| | 教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 | 21 | | 平 | 円 | 円 | | | | |
| | 当期分の特別控除額の個別帰属額 ((10)+(18)+(21)) | 22 | | 平 | 円 | 円 | 外 円 | | | |
| | 各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算 等 | 連結所得の金額 (別表四の二「47の①」) | 23 | | 計 | | (16) | | | |
| | | 事業基盤強化設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計) | 24 | | 当期分 | (4) | (8) | 外 | | |
| | | 繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計) | 25 | | 合 計 | | | | | |
| | | 調整前連結税額 | 26 | | | | | | | |
| | | 総調整前連結税額基準額 | 27 | | | | | | | |
| | | 当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計) | 28 | | | | | | | |
| | | 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「38の②」) | 29 | | | | | | | |
| | | 当期分の特別控除額の合計額 ((28)-(29)) | 30 | | | | | | | |

【注意】

平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の二(九)(旧別表六の二(九))を御使用ください。

別表六の二(九)

平二一・四・一以後開始連結事業年度分

別表六の二(九)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の12第2項、第3項又は第5項《事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
 - (3) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る別表六の二(九)付表「差引改定取得価額9」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 4 「前期繰越分11~18」及び「31~39」の各欄は、前期以前において生じた事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の12第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 5 「個別帰属額基準額の残額14」欄は、「3~10」の各欄の記載がある場合には、「(13)又は」を消し、「3~10」の各欄に記載がない場合には、「又は(13)-(8)」を消してください。
- 6 いずれの連結法人についても、当期に、事業基盤強化設備で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3~10」及び「27~30」の各欄は記載しません。
- 7 「事業基盤強化設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額24」には、各連結法人のうち、取得等をした特定事業基盤強化設備を当期において事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 8 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額25」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 9 適用を受ける連結法人が、取得連結法人又は繰越連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「24」欄と「25」欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 10 「総調整前連結税額基準額の残額32」欄は、「27~30」の各欄の記載がある場合には、「(31)又は」を消し、「27~30」の各欄に記載がない場合には、「又は(31)-(28)」を消してください。
- 11 「前期繰越額又は当期税額控除限度額52」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額54」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六(十四)の「翌期繰越額35」の金額）のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のものを移記します。
- 12 「翌期繰越額54」の各欄の外書には、措置法第68条の15の2《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。このとき「計」までの欄の外書には、別表六(二十四)の「36②」又は「37②」（翌期繰越額となるものに限り）の金額を記載し、「当期分」の外書には、別表六の二(十三)の「38②」の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。